



目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 2 2 号	専決処分の報告について (御殿場市営住宅の滞納家賃の支払に関する少額訴訟の 提起について)	1

報告第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月13日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第20号

御殿場市営住宅の滞納家賃の支払いに関する少額訴訟の提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月15日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第134条第1項及び第368条第1項の規定により、次のとおり少額訴訟の提起を行う。

なお、同法第373条第1項及び第2項の規定により、被告から訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述があった場合は、通常訴訟に移行し、手続を行うものとする。

1 相手方

2 請求の内容

次の事項について判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告に対して、金431,900円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。